

介護老人保健施設かつら苑重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・法人名 医療法人 生山会
- ・施設名 介護老人保健施設 かつら苑
- ・開設年月日 平成 3 年 8 月 1 日
- ・介護保険事業 平成 12 年 4 月 1 日
- ・所在地 山口県長門市俵山字桂川 4 9 1 0 - 1
- ・電話番号 0 8 3 7 - 2 9 - 0 5 6 4
- ・ファックス番号 0 8 3 7 - 2 9 - 0 7 7 2

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設かつら苑の運営方針]

- 1、当苑の従業者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における看護・介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健サービスの提供に努める。
- 3、明るく家庭的な雰囲気有し、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(3) 施設の職員体制

介護老人保健施設かつら苑の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

① 医師 1 人（常勤）（8：00～17：00）

医師は、入所者の病状に応じて妥当適切に診療を行い、介護老人保健施設かつら苑に携わる従業者の管理、相談を行う。なお、併設たわらやま介護医療院、たわらやま診療所と兼務とする。

② 支援相談員 1 人（常勤）（8：00～17：00）

支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言・その他の援助を行う。

③ 看護及び介護要員 17 人以上（常勤）日勤（8：00～17：00）…4 名

・看護職員	5 人以上	早番（7：00～16：00）…1 名
・介護職員	12 人以上	夜勤（16：00～8：00）…2 名
		遅番（9：30～18：30）…1 名
		中番（9：00～18：00）…2 名
		半勤（8：00～12：00）…1 名

看護・介護要員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

④ 理学療法士 1 人以上（常勤）（8：00～17：00）

理学療法士は、入所者の状態に応じた機能訓練・指導を行う。

⑤ 介護支援専門員 1 人（常勤）（8：00～17：00）

介護支援専門員は、適切な施設サービスが提供されるようサービス計画を作成する。なお、看護職と兼務とする。

⑥薬剤師 1人（常勤）（8：00～17：00）

薬剤師は、医師の処方に基づき入所者等の薬剤の調整及び製剤をするとともに薬品管理を行う。
なお、併設たわらやま介護医療院、たわらやま診療所と兼務とする。

⑦栄養士 2人（常勤換算で1.5人）（8：00～17：00）

・管理栄養士 1人

・栄養士 1人

栄養士は、入所者等の食事献立をするとともに栄養指導を行う。なお、併設たわらやま介護医療院と兼務とする。

⑧事務員 4人（常勤）（8：00～17：00）

事務員は、当施設の受付、会計経理、その他一般的事務処理、建物施設・設備の保守管理を行う。

(4) 入所定員等 ・定員 50 名
・療養室 個室…2室 2人室…2室 4人室…11室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案（原則として3ヶ月で見直しを行います。）

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時30分 昼食 11時30分 夕食 18時00分

③ 入浴（一般浴槽を使用する介助浴と寝たきりの利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護（常勤の医師と看護職員にて対応いたします。）

⑤ 介護（身の回りなどの介護を行います。退所時の支援も行います。）

⑥ リハビリテーション（原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。）

⑦ 援助サービス（支援相談員が要望や苦情などの相談に応じます。）

⑧ 栄養管理（栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理をいたします。）

⑨ 外出・外泊（家庭での生活に復帰できるよう外出や外泊をご家族にお願いしていきます。）

⑩ 理美容サービス

⑪ 行政手続代行・その他

3. 利用料金

(1) 基本料金

※施設利用料については、介護保険負担割合証の利用者負担の割合の1割の利用料を掲載しているが、2割、3割の場合は、以下の利用料金の2倍、3倍の利用額となります。

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

【多床室】

・要介護1	777円
・要介護2	826円
・要介護3	889円
・要介護4	941円
・要介護5	991円

【個室】

・要介護1	703円
・要介護2	748円
・要介護3	812円
・要介護4	865円
・要介護5	913円

*サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（介護職員のうち介護福祉士が60%以上配置されている）として、上記施設利用料に18円/日が加算されます。

*協力医療機関連携加算（1）として、100円/月が加算されます。

- *入所後 30 日間に限って、上記施設利用料に初期加算(Ⅱ)30 円／日が加算されます。
- *外泊の場合には、上記利用料に代えて 362 円／日となります。(1 月に 6 日を限度)
- *なお、緊急時に所定の対応を行った場合、518 円／日が加算されます。
- *介護職員処遇改善加算(Ⅲ)として、基本サービス費と各種加算に、サービス別加算率(5.4%)を乗じた金額が加算されます。

② 食費 (1 日当たり) 1800 円 (1 食 600 円)

ただし、食費について負担限度額認定証をお持ちの方は、以下の負担となります。

第一段階	300 円／日
第二段階	390 円／日
第三段階①	650 円／日
第三段階②	1360 円／日

また、保険給付による栄養管理費用として、以下の負担をいただきます。

・療養食加算 (該当者のみ) 1 食につき 6 円

③ 居住費 (療養室の利用費)

・多床室 1 日当たり 437 円

ただし、負担限度額認定証をお持ちの方は、以下の負担となります。

第一段階	0 円／日
第二段階	430 円／日
第三段階①	430 円／日
第三段階②	430 円／日

・個室 1 日当たり 2500 円

ただし、負担限度額認定証をお持ちの方は、以下の負担となります。

第一段階	550 円／日
第二段階	550 円／日
第三段階①	1370 円／日
第三段階②	1370 円／日

(2) その他の料金

- ① 電気使用料 55 円(内税) (電気毛布等、1 器具につき)
- ② 洗濯代 (1 カ月) 5500 円(内税) (業者に委託) ※原則としてご家族の対応をお願いします。
- ③ おやつ代 120 円(内税) (1 日につき)

(3) 支払い方法

毎月 10 日すぎに前月分の請求書を発行いたします。お支払いは現金を事務室にお願いいたします。なお、月途中で退所される方については、退所日に請求書を発行いたします。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称……医療法人 生山会 斎木病院
 - ・住 所……長門市東深川 134 番地
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称……上野歯科医院
 - ・住 所……長門市西深川 4082-1

5. 緊急時の対応及び連絡

当施設の医師が、利用者の病状からみて当施設において必要な医療を提供することが困難であるときは、併設病院（たわらやま診療所）又は協力病院（斎木病院）への診療（入院）になる場合があります。緊急時は、速やかに「同意書」にご記入いただいたご家族に連絡させていただきます。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は、午前9時から午後8時までをお願いします。
- ・外出、外泊の日程が決まりましたら、事前にお知らせ下さい。
- ・苑内の飲酒・喫煙は、禁止いたします。
- ・所持品、備品などの持ち込みにつきましては、事前にご相談下さい。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として施設ではいたしません。
- ・外泊時等の施設外での受診につきましては、事前にご相談下さい。
- ・ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 非常災害対策

- ・防災設備……スプリンクラー、消火器、消火栓等を備えつけており非常災害に際して必要な対策を行っています。
- ・防災訓練……年2回以上実施しています。

9. 事故発生時の対応

緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先（家族等）に連絡し、市町村にも報告いたします。また、併設医療機関「たわらやま診療所」や協力医療機関「斎木病院」と連携を取り合い、速やかに対処いたします。

損害賠償などの問題が発生した場合には、当施設が加入しております「(株) 損害保険ジャパン」と協議し対応いたします。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

当施設では、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
- (4) 虐待防止のための措置に関する責任者を選定しています。

責任者 施設長 斎木貞彦

11. 苦情相談対応

当施設には苦情相談に対する窓口として相談担当者が勤務しております。ご不明なことや要望・苦情等がありましたらお気軽にご相談ください。速やかに対応いたします。

＜かつら苑苦情相談窓口＞

住所 長門市俵山字桂川4910-1 電話 0837-29-0101

相談担当者 豊田佳子

※その他、以下の窓口でも苦情相談を受け付けております。

長門市高齢障害課介護保険室

住所 長門市東深川1339-1 電話 0837-23-1158

山口県国民健康保険団体連合会

住所 山口市朝田1980番地の7 電話 083-995-1010

また、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

1 2. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご覧下さい。

平成 21 年 4 月 1 日作成
平成 24 年 4 月 1 日改定
平成 24 年 5 月 1 日改定
平成 25 年 6 月 16 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 5 月 20 日改定
平成 26 年 10 月 22 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 9 月 1 日改定
平成 29 年 4 月 1 日改定
平成 30 年 4 月 1 日改定
平成 31 年 4 月 1 日改定
令和 1 年 10 月 1 日改定
令和 2 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 11 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 3 年 8 月 1 日改定
令和 4 年 10 月 1 日改定
令和 4 年 11 月 1 日改定
令和 6 年 1 月 1 日改定
令和 6 年 4 月 1 日改定
令和 6 年 6 月 1 日改定
令和 6 年 6 月 20 日改定
令和 6 年 8 月 1 日改定